

第7章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

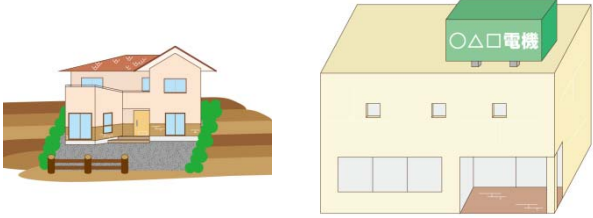
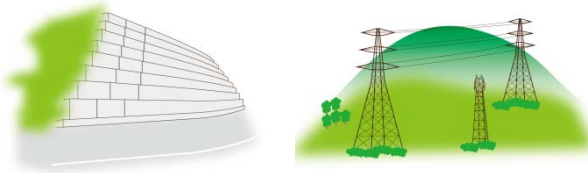
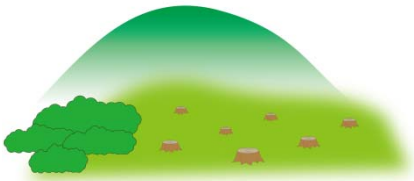
7-1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の基本的な考え方

(1) 行為の制限について

景観計画では、届出対象となる建築物・工作物の建築、開発行為や物件の堆積等の行為について、良好な景観の形成のための行為の制限を定めることになっています。

これにより、届出対象となる行為を行う町民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があります。

【行為の種類とイメージ】

行為の種類	根拠法令
建築物	 建築基準法第二条 第一号に規定する 建築物
工作物	 土地に定着する工 作物のうち、建築 基準法第二条第一 号に規定する建築 物を除くもの
開発行為 土石の採取、その 他土地の形質の 変更	 都市計画法第四条 第十二項に規定す る開発行為その他 政令で定める行為
屋外における土 石、廃棄物その他 の物件の堆積	 上記に掲げるもの のほか、良好な景 観の形成に支障を 及ぼすおそれのあ る行為として景観 計画に従い景観行 政団体の条例で定 める行為
木竹の伐採	 上記に掲げるもの のほか、良好な景 観の形成に支障を 及ぼすおそれのあ る行為として景観 計画に従い景観行 政団体の条例で定 める行為

7-2 届出対象行為

(1) 届出対象行為のまとめ

景観計画区域内において、次の行為を行う場合には、届出が必要です。

ここでは、地区別に検討した届出対象行為のまとめを示します。

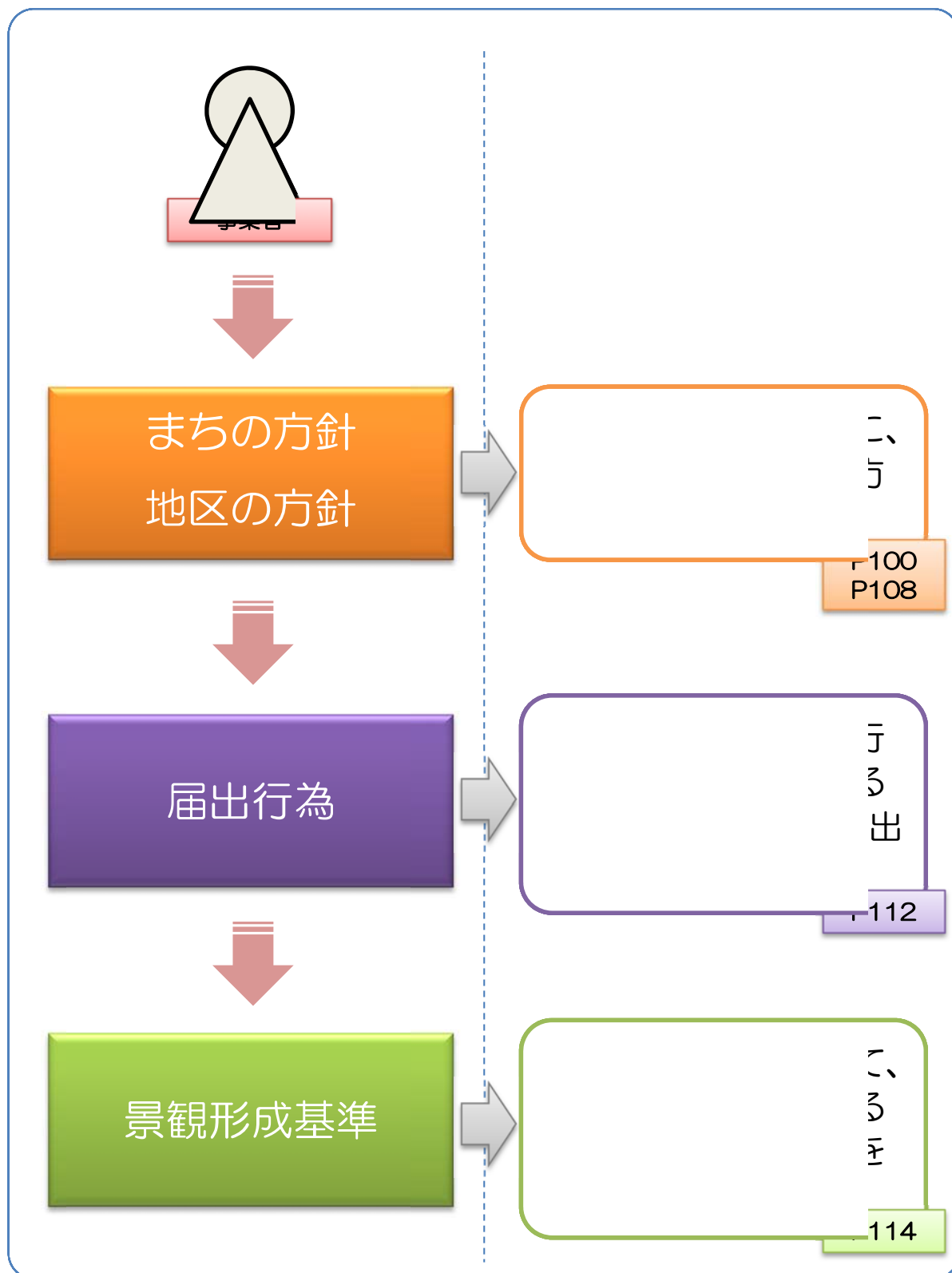
【長野原町景観計画区域における届出対象行為】

行為の種類			届出対象行為		
			農地・観光地域	ハッ場地域	市街地地域
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ12m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	擁壁、柵、塀の類	高さ5mを超えるもの	高さ5mを超えるもの	
		煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔の類	高さ12m又は築造面積500㎡を超えるもの	高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの	
		観覧車等遊戯施設の類			
		コンクリートプラント、アスファルトプラントの類			
		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設の類			
		汚物処理施設、ゴミ処理施設の類			
		自動車車庫の用途に供する立体的な施設の類			
		彫像、記念碑の類			
		広告塔、広告板の類	高さ13m又は表示面積15㎡を超えるもの	高さ13m又は表示面積15㎡を超えるもの	
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類	高さ15mを超えるもの	高さ15mを超えるもの			
開発行為		対象となる土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はのり面、擁壁を生ずるもので高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	対象となる土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はのり面、擁壁を生ずるもので高さ5mかつ長さ10mを超えるもの		
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更					
屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積		高さ1.5m又は堆積の用に供される土地の面積100㎡を超えるもの	高さ3m又は堆積の用に供される土地の面積1,000㎡を超えるもの、かつ堆積期間が90日を超えるもの		
木竹の伐採		伐採面積が300㎡を超えるもの	伐採面積が300㎡を超えるもの		

(2) 届出の流れ

景観計画では、町全域を景観計画区域としています。景観計画区域内で、行為を行う場合は、あらかじめ、相談又は届出が必要です。

【届出フロー】



7-3 景観形成基準

ここでは、地域ごとに、将来目標像並びに基本方針に基づく景観まちづくりを推進するため、建築物・工作物の建築、開発行為や物件の堆積などの対象行為に対して、景観づくりの基準を定めます。

(1) 共通基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為を制限又は抑制し、本町の景観誘導をはかるための基準となります。

全地域共通の基準を以下に記します。

【長野原町景観計画区域における景観形成基準】

類 型	景 観 形 成 基 準
住居地	【建築物】 ■ 周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■ 建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■ 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■ 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■ 工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■ 工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■ 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■ 屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■ 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は

	塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
商工業地	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和

	した適切な修景に努める。 【その他】 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
農地	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
農地＋住居地	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできる

	だけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
農地＋ 商工業地	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

	■ 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■ 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■ 屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■ 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ 物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■ 回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
自然地	【建築物】 ■ 周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■ 建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■ 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■ 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■ 工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置す

	る場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
自然地＋住宅	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。

	■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観との調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
自然地＋ 商工業	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺

	景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■ 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ 物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■ 回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
ゴルフ場	【建築物】 ■ 周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■ 建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■ 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■ 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■ 工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■ 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■ 屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

	■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
道路軸	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。

	■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
河川軸	【建築物】 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努め

	る。 【屋外における物件の堆積】 ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ 物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■ 回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
拠点	【建築物】 ■ 周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■ 建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■ 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■ 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■ 工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■ 工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■ 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■ 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ 物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】

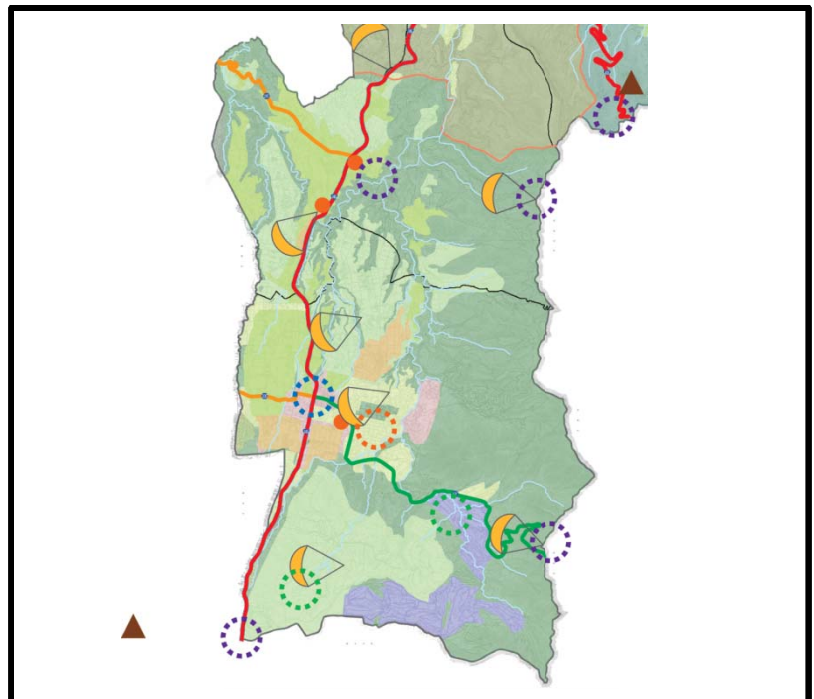
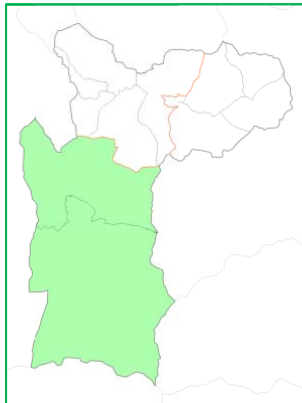
	■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
--	--

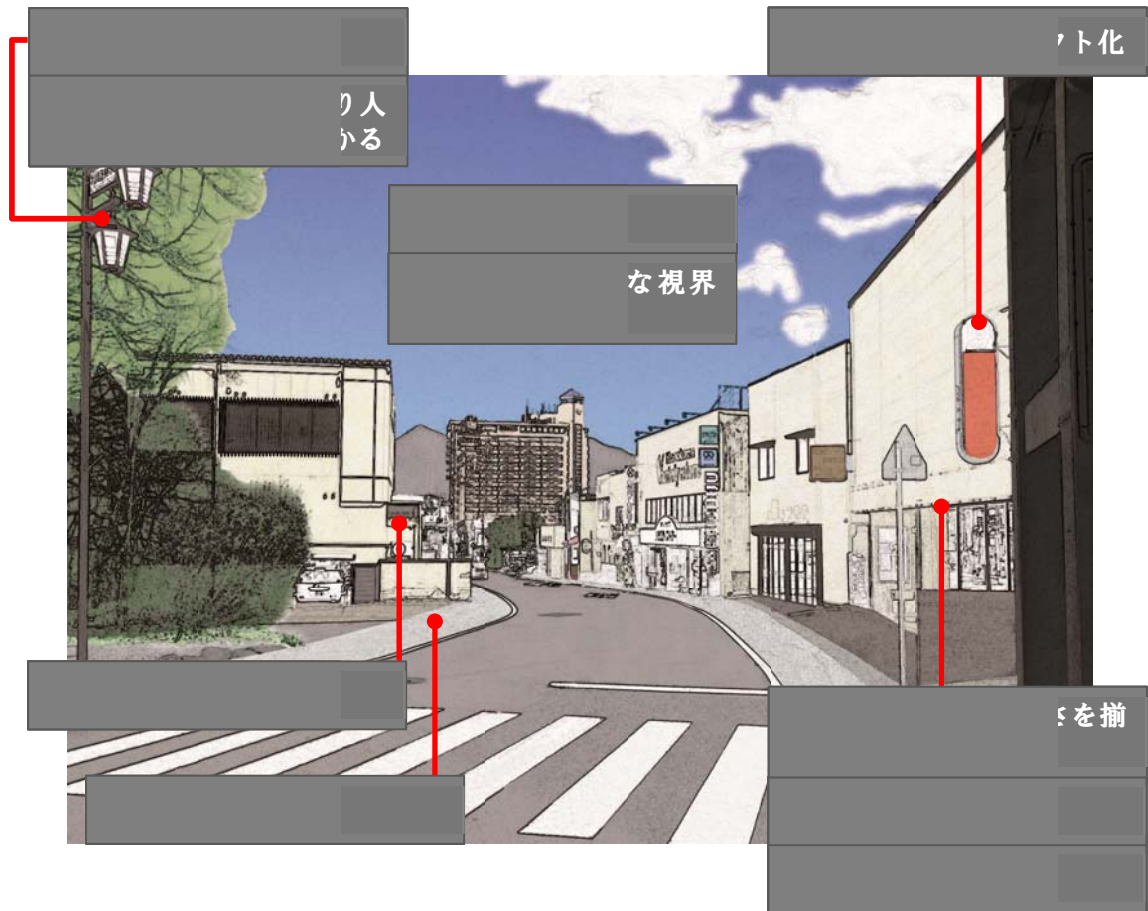
(2) 地区別景観形成基準

1 農地・観光地域（応桑地区・北軽井沢地区）

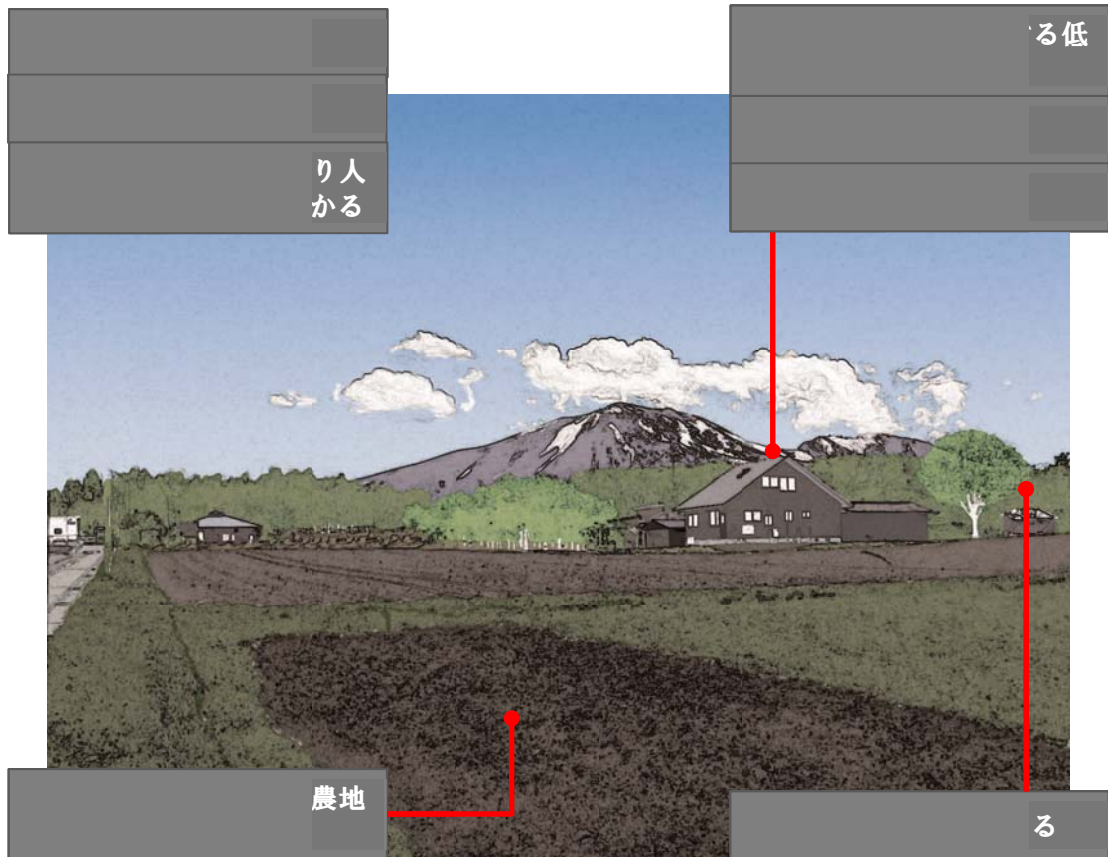
農地・観光地域では、旧草軽電鉄北軽井沢駅舎を中心とした観光地と浅間山を背景に農村景観が広がっています。

よって、商業地を中心とした街並み景観の整備をはかるとともに、眺望景観を意識した農村景観の保全が必要です。





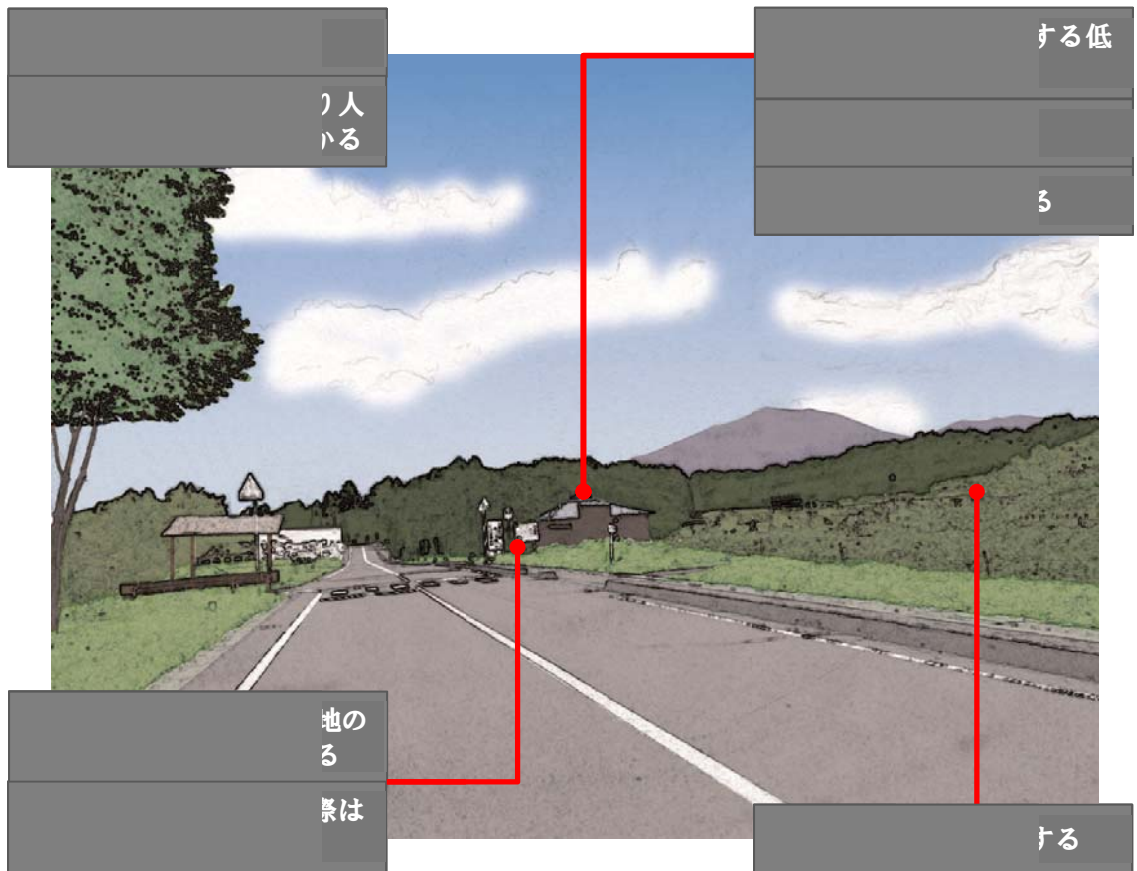
屋外



この景観を保全するために・・・



佳積



この景観を保全するために・・・



外 (Outside)

類 型	景 観 形 成 基 準
住居地	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。

	■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■道路沿道1街区については、空き家の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。
商工業地	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■旧草軽電鉄北軽井沢駅舎周辺における建築物は、周辺の建築物と高さを揃え、歴史性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■北軽井沢交差点周辺の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺のまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。

- 工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。
- 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎周辺における工作物は、歴史的に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。
- 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
- 河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。
- 広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。
- 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。
- 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。
- 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎周辺における屋外広告物は、歴史的に調和するような形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。
- 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。
- 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎周辺における電線柱等は、歴史的に配慮した、目立たない位置に設置する。
- 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。
- のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
- 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。
- 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
- 【屋外における物件の堆積】
- 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。
- 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。
- 物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。
- 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎周辺での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。
- 【その他】

	■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。
農地	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、浅間山及び農地の眺望に配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、浅間山の稜線を阻害しない形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■農林業の用に供する建築物等を除き農地転用を抑制する。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。

	■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアにおける電線柱等は、眺望景観に配慮した、目立たない位置に設置する。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大な のり面 及び 擁壁 が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観との調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での耕作放棄地がないように努める。
農地＋住居地	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、浅間山及び農地の眺望に配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、浅間山の稜線を阻害しない形状とする。

■信州街道沿道では、歴史的建造物と高さを揃え、歴史的に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。

■農林業の用に供する建築物等を除き農地転用を抑制する。

■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。

■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。

【工作物】

■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。

■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 ㎡以下とする。

■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。

■浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。

■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。

■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 ㎡以下とする。

■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。

■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。

■浅間山及び農地を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。

■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。

■浅間山及び農地を眺望することができるエリアにおける電線柱等は、眺望景観に配慮した、目立たない位置に設置する。

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 ㎡以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なりのり面及び擁壁が、生じないように努める。

■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないよう、樹木又

	は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観との調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での空き家の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での耕作放棄地がないように努める。
農地＋ 商工業地	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の農地やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものとはできるだけ避ける。 ■農林業の用に供する建築物等を除き農地転用を抑制する。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

- 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
- 河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。
- 広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。
- 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。
- 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。
- 屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。
- 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。
- 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。
- キャンプ場や牧場等の造成は、抑制する。
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大な のり面及び擁壁が、生じないように努める。
- のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
- 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。
- 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
- 【屋外における物件の堆積】
- 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。
- 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。
- 物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。
- 日本風景街道（国道146号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。
- 【その他】
- 木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。
- ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。
- 回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。

	■日本風景街道（国道146号線）沿道での空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での耕作放棄地がないように努める。
自然地	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、自然景観に配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m

	以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■森林機能を保全するよう、自然地として適正な土地利用に努める。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■小屋及び空き家の放置がないように努める。
自然地＋住宅	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景

観と調和するよう努める。

■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。

■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。

■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。

■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。

■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。

■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。

■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なおり面及び擁壁が、生じないように努める。

■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。

■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

【屋外における物件の堆積】

■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。

■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。

■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。

【その他】

■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。

■森林機能を保全するよう、住宅地と自然景観が調和した適正な土地利用に努める。

■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観との調和に配慮する。

■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。

■別荘地としての景観を保全するため、空き家の放置がないように努める。

	■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。
自然地＋ 商工業	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。

	■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■森林機能を保全するよう、商工業地と自然景観が調和した適正な土地利用に努める。 ■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。
ゴルフ場	■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、自然景観に配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対

する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。

■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。

■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。

■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 ㎡以下とする。

■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。

■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。

■屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。

■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 ㎡以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。

■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。

■上信越高原国立公園に隣接するエリアでは、開発行為は、抑制する。

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大な のり面及び擁壁が、生じないように努める。

■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。

■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

【屋外における物件の堆積】

■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 ㎡以下とする。

■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。

■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。

【その他】

■木竹の伐採は、伐採面積が、300 ㎡以下とする。

■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。

	■上信越高原国立公園に隣接するエリアでは、木竹の伐採は、抑制する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
道路軸	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、浅間山及び農地の眺望に配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■北軽井沢交差点周辺の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、浅間山の稜線を阻害しない形状とする。 ■信州街道沿道では、歴史的建造物を保全する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。 ■農林業の用に供する建築物等を除き農地転用を抑制する。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。 ■工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。 ■屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩

	は、色数は少なくし、派手な電飾などを行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。 ■上信越高原国立公園に隣接するエリアでは、開発行為は、抑制する。 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大な のり面 及び 擁壁 が、生じないように努める。 ■のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■上信越高原国立公園に隣接するエリアでは、木竹の伐採は、抑制する。 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■道路沿道1街区については、空き家の放置がないように努める。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■日本風景街道（国道146号線）沿道での耕作放棄地がないように努める。
河川軸	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、自然景観に配慮する。

- 周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。
- 歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。
- 屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。
- 建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものはできるだけ避ける。
- 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。
- 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。
- 【工作物】
- 擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。
- 工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。
- 河川の新設、改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を抑制する。
- 河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。
- 工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するように努める。
- 工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。
- 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
- 広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。
- 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。
- 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。
- 屋外広告物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、色彩は建築物及び周辺景観と調和する色彩で、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。
- 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。
- 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。
- 遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が、生じないように努める。
- のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

	■土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 m²以下とする。 ■周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■森林機能を保全するよう、適正な土地利用に努める。 ■回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。 ■小屋及び空き家の放置がないように努める。
拠点	【建築物】 ■建築物は、高さ12 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、自然景観及びまち並みに配慮する。 ■周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史資源の周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう配慮する。 ■北軽井沢交差点周辺の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、浅間山の稜線を阻害しない形状とする。 ■信州街道沿道では、歴史的建造物を保全する。 ■建築物の屋根及び外壁の材料は、周辺の景観と、違和感のあるようなものとはできるだけ避ける。 ■農林業の用に供する建築物等を除き農地転用を抑制する。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 ■敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。 ■敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ12 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■工作物は、道路等公共空間に接する部分については、緑化等により、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、位置や規模に配慮するよう努める。

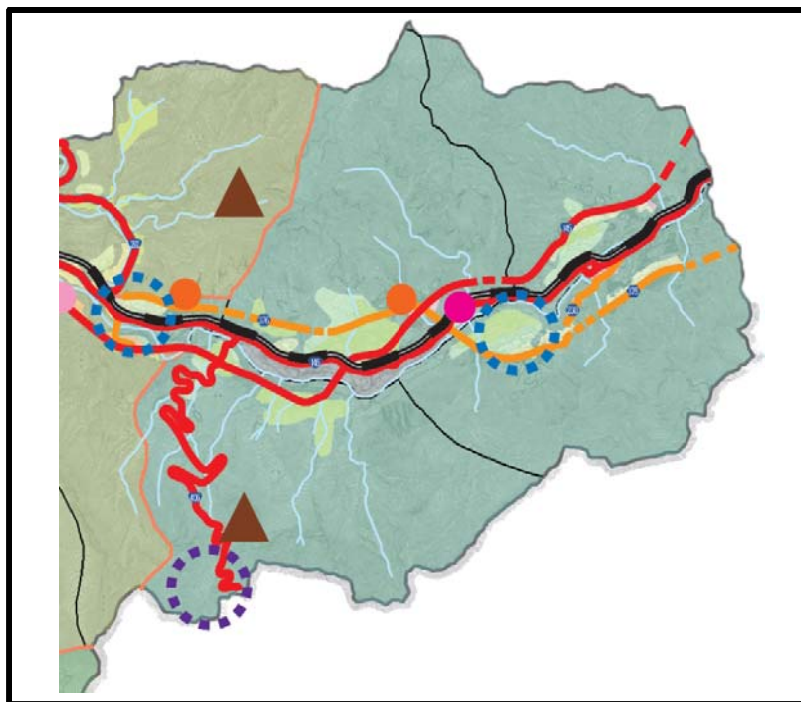
- 工作物は、周辺景観と調和するような形態・意匠とし、外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。
- 工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
- 浅間山及び農地を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。
- 広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 ㎡以下とする。
- 屋外広告物の大きさは、最小限かつまち並みに配慮した大きさとし、複数を設置する場合は、統一感をもたせる。
- 屋外広告物の設置位置は、建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。
- 浅間山及び農地を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。
- 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。
- 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 ㎡以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。
- 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等を行う場合は、できる限り現況の地形を生かし、長大な のり面及び擁壁が、生じないように努める。
- のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
- 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が、道路等公共空間から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。
- 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
- 【屋外における物件の堆積】
- 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ1.5 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、100 ㎡以下とする。
- 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。
- 物件を堆積する場合は、道路等公共空間から見えにくい配置とし、周辺景観と調和した適切な修景に努める。
- 日本風景街道（国道146号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。
- 【その他】
- 木竹の伐採は、伐採面積が、300 ㎡以下とする。
- ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びま

ち並みとの調和に配慮する。

- 回転灯、ネオン管、サーチライト等の過度な光による演出は避けるよう配慮する。
- 道路沿道1街区については、空き家の放置がないように努める。
- 日本風景街道（国道146号線）沿道での空き家や空き店舗の放置がないように努める。
- 屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。
- 日本風景街道（国道146号線）沿道での耕作放棄地がないように努める。

2 ハッ場地域

ハッ場地域は、背景に自然地を抱え、温泉地等を含め新たな市街地が形成される地域です。よって、観光客を意識した新しい街並み景観整備や、地域住民のための居住環境の保全をはかる必要があります。



類 型	景 観 形 成 基 準
住居地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、丸岩の稜線を阻害しない形状とする。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。

	■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 (以下、農地・観光地域と同じ)
商工業地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、丸岩の稜線を阻害しない形状とする。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。

	■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 (以下、農地・観光地域と同じ)
農地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、丸岩の稜線を阻害しない形状とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。

	■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■道路等公共空間から見える農地は、耕作放棄地がないように努める。 (以下、農地・観光地域と同じ)
農地＋住居地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の農地やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、丸岩の稜線を阻害しない形状とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。

	■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■道路等公共空間から見える農地は、耕作放棄地がないように努める。 (以下、農地・観光地域と同じ)
農地＋ 商工業地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の農地やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 (以下、農地・観光地域と同じ)
自然地	【建築物】

	■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■鉄塔等は、自然景観と調和したデザインとし、山並みの稜線を阻害しない位置に設置する。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■森林機能を保全するよう、自然地として適正な土地利用に努める。 ■小屋及び空き家の放置がないように努める。 (以下、農地・観光地域と同じ)
自然地 ＋住宅	－（無し）
自然地 ＋商工業	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。

	(以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 (以下、農地・観光地域と同じ)
ゴルフ場	－（無し）
道路軸	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、丸岩の稜線を阻害しない形状とする。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】

	■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■丸岩を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 （以下、農地・観光地域と同じ）
河川軸	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【工作物】

	■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■吾妻川の改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を抑制するとともに自然景観と調和した材料を使用する。 ■河川の新設、改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を抑制する。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■森林機能を保全するよう、適正な土地利用に努める。 ■小屋及び空き家の放置がないように努める。 （以下、農地・観光地域と同じ）
拠点	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■長野原草津口駅周辺では、駅を中心としたデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、丸岩の稜線を阻害しない形状とする。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。

■丸岩を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。

■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。

■丸岩を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。

■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。

（以下、農地・観光地域と同じ）

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。

（以下、農地・観光地域と同じ）

【屋外における物件の堆積】

■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。

■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。

（以下、農地・観光地域と同じ）

【その他】

■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。

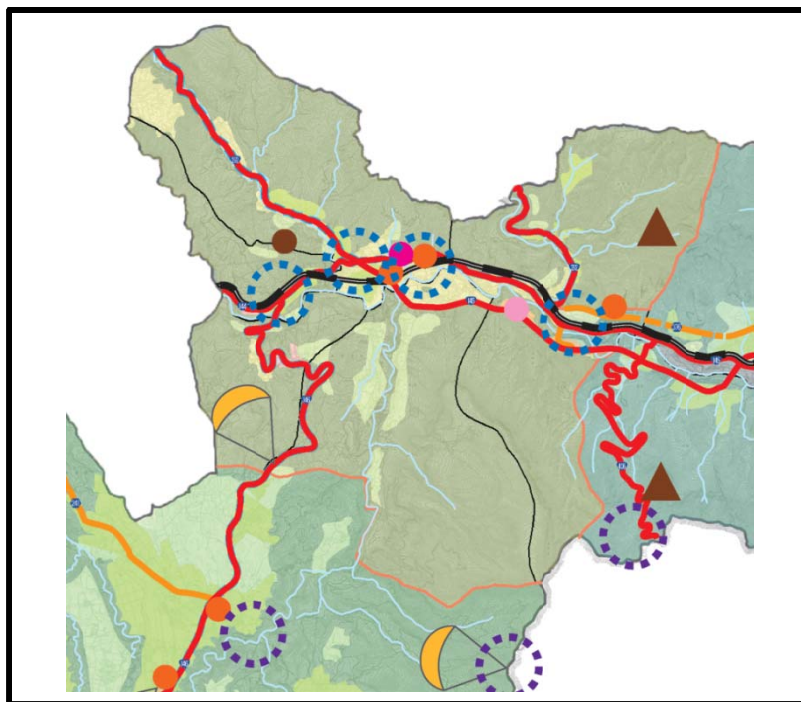
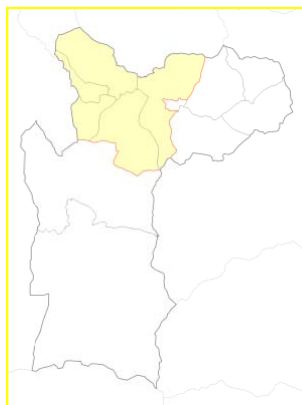
■国道145号線（ハッ場バイパス）及び県道375号線沿道については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。

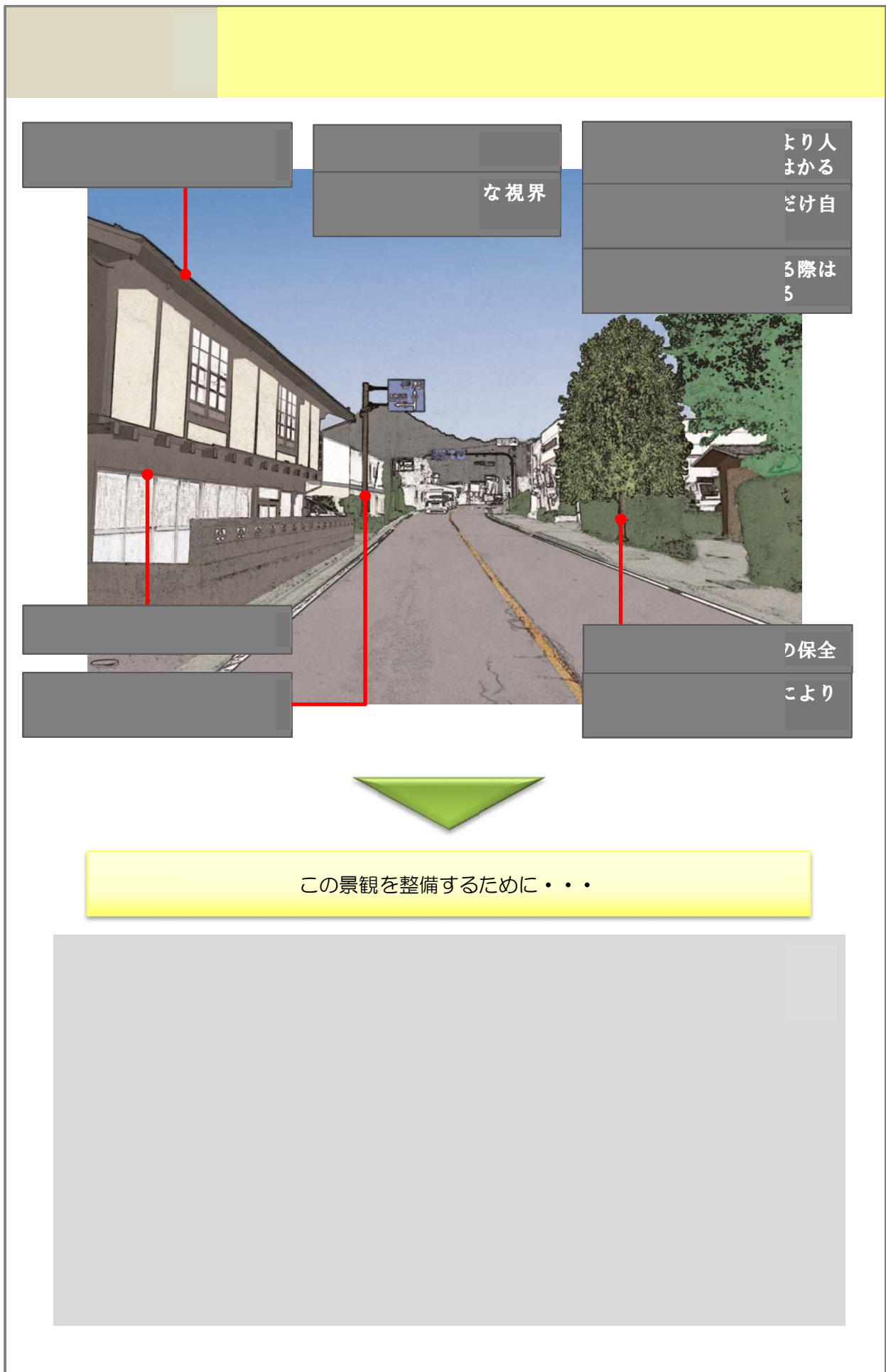
■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。

（以下、農地・観光地域と同じ）

3 市街地地域

市街地地域は、町の中心となる役場、大津交差点等の拠点、周辺の商業地、宿場町の名残がある羽根尾地区がある。よって、これらの景観資源を保全しながら、街並みを形成していかなければなりません。





類 型	景 観 形 成 基 準
住居地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■大津交差点周辺の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、歴史的建造物と高さを揃え、歴史的に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■公共施設は、ランドマークとなることから、周辺景観に配慮した、形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、歴史景観に配慮するよう高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道における屋外広告物は、歴史景観に配慮するよう道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、電線柱等を周辺の歴史景観に配慮した、目立たない位置に設置する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。

	■日本風景街道（国道145号線の一部、国道146号線、国道292号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、象徴となる樹木を保全し、周辺の建築物等が、景観を阻害しないように配慮する。 ■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 （以下、農地・観光地域と同じ）
商工業地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■国道144号線沿道の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■国道144号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周

	辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 (以下、農地・観光地域と同じ)
農地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■日本風景街道（国道145号線の一部、国道146号線、国道292号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■道路等公共空間から見える農地は、耕作放棄地がないように努める。 (以下、農地・観光地域と同じ)
農地 ＋住居地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】

	■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 ㎡以下とする。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の農地やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 ㎡以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 ㎡以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 ㎡以下かつ堆積期間を90日以下とする。 ■日本風景街道（国道145号線の一部、国道146号線、国道292号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 ㎡以下とする。 ■ゴミ集積所、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 ■道路等公共空間から見える農地は、耕作放棄地がないように努める。 （以下、農地・観光地域と同じ）
農地＋ 商工業地	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 ㎡以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の農地やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 ㎡以下とする。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。

	■ 広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■ 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【屋外における物件の堆積】 ■ 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【その他】 ■ 木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■ ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■ 道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■ 屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 （以下、農地・観光地域と同じ）
自然地	【建築物】 ■ 建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■ 屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【工作物】 ■ 擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■ 工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■ 鉄塔等は、自然景観と調和したデザインとし、山並みの稜線を阻害しない位置に設置する。 ■ 河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■ 広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 （以下、農地・観光地域と同じ） 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■ 開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m

	以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■森林機能を保全するよう、自然地として適正な土地利用に努める。 ■小屋及び空き家の放置がないように努める。 (以下、農地・観光地域と同じ)
自然地＋住宅	－（無し）
自然地＋商工業	－（無し）
ゴルフ場	－（無し）
道路軸	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■大津交差点周辺の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■国道144号線沿道の商業施設や業務施設が連続するところでは、周辺のデザインなどの統一性に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■白根山を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、白根山の稜線を阻害しない形状とする。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、歴史的建造物と高さを揃え、歴史的に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■白根山を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景

観と調和するよう努める。

■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、歴史景観に配慮するよう高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。

■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。

■白根山を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などを行わないように配慮する。

■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道における屋外広告物は、歴史景観に配慮するよう道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などを行わないように配慮する。

■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。

■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、電線柱等を周辺の歴史景観に配慮した、目立たない位置に設置する。

（以下、農地・観光地域と同じ）

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。

（以下、農地・観光地域と同じ）

【屋外における物件の堆積】

■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。

■日本風景街道（国道145号線の一部、国道146号線、国道292号線）沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。

（以下、農地・観光地域と同じ）

【その他】

■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。

■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。

■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、象徴となる樹木を保全し、周辺の建築物等が、景観を阻害しないように配慮する。

■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。

■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、空き家や空き店舗の放置がないように努める。

■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。

	(以下、農地・観光地域と同じ)
河川軸	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の地形や自然景観などの基調を確認し、これと調和する形状とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【工作物】 ■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。 ■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。 ■吾妻川の改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を抑制するとともに自然景観と調和した材料を使用する。 ■河川の新設、改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を抑制する。 ■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。 ■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。 ■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】 ■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。 ■遠景要素となる斜面での開発行為は、抑制する。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【屋外における物件の堆積】 ■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。 (以下、農地・観光地域と同じ) 【その他】 ■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。 ■遠景要素となる斜面での木竹の伐採は、抑制する。 ■森林機能を保全するよう、適正な土地利用に努める。 ■小屋及び空き家の放置がないように努める。 (以下、農地・観光地域と同じ)
拠点	【建築物】 ■建築物は、高さ15 m以下又は、建築面積が、1,000 m²以下とし、壁面の位置は、まち並みに配慮する。 ■群馬大津駅、羽根尾駅周辺では、生活交通の拠点にふさわしい落ち着いたデザインなどにより、周辺の景観に配慮した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調

和するよう努める。

■白根山を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退し、屋根の形状は勾配屋根とするなど、白根山の稜線を阻害しない形状とする。

■公共施設は、ランドマークとなることから、周辺景観に配慮した、形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

■商業施設の軒先は、花壇やプランターボックスの植栽などによる緑化を推進する。
(以下、農地・観光地域と同じ)

【工作物】

■擁壁、柵、塀の類は、高さ5 m以下とする。

■工作物は、高さ15 m以下又は、築造面積が、500 m²以下とする。

■白根山を眺望することができるエリアでは、高さを抑え、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

■河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに、自然と調和したデザインとする。

■広告塔、広告板の類は、高さ13 m以下又は、表示面積が、15 m²以下とする。

■白根山を眺望することができるエリアにおける屋外広告物は、道路境界線からできる限り後退するとともに、周辺景観と調和した形態・意匠とし、色彩は、色数は少なくし、派手な電飾などは行わないように配慮する。

■電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）の類は、高さ15 m以下とする。

(以下、農地・観光地域と同じ)

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

■開発行為、土石の採取、その他土地の形質の変更等の対象となる土地の面積が、3,000 m²以下又は、のり面、擁壁を生ずるもので、高さ5 m以下かつ長さ10 m以下のものとする。

(以下、農地・観光地域と同じ)

【屋外における物件の堆積】

■屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積は、高さ3 m以下又は、堆積の用に供される土地の面積が、1,000 m²以下かつ堆積期間を90日以下とする。

■国道145号線（ハッ場バイパス）、日本風景街道（国道145号線の一部、国道146号線、国道292号線）及び県道375号線沿道での長期にわたる堆積は極力避けるものとする。

(以下、農地・観光地域と同じ)

【その他】

■木竹の伐採は、伐採面積が、300 m²以下とする。

■ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等については、建築物との一体感や周辺景観及びまち並みとの調和に配慮する。

■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、象徴となる樹木を保全

	し、周辺の建築物等が、景観を阻害しないように配慮する。 ■道路沿道1街区については、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■歴史的建造物のある羽根尾地区の国道146号線沿道では、空き家や空き店舗の放置がないように努める。 ■屋外設備は、道路等公共空間から見えない位置に設置若しくは、修景を行う。 (以下、農地・観光地域と同じ)
--	---

第8章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本町の良好な景観の形成に重要な建造物と樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木として指定する際の方針を定めます。指定された建造物と樹木は、現状変更に関して許可が必要になります。

8-1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、所有者や管理者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

①	地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物。
②	優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物。
③	街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある建造物。

(2) 景観重要建造物の指定候補物件

① 長野原町役場

長野原町役場庁舎は、昭和4年に建築された洋風建築であり、昔から変わらない姿は、親しみの湧く風景となっています。



所在地：長野原66-3

用途：公共施設

構造：木造

② 羽根尾宿

羽根尾地区では、宿場町を思わせる家並みが残っており、現在では宿を営む家は残っていませんが、当時の名残を留める親しみの湧く風景となっています。



所在地：羽根尾地区

用 途：一般住居

構 造：木造

③ 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎

旧草軽電鉄北軽井沢駅舎は、昭和4年に建築され、鉄道の廃止に伴い次々と駅舎がなくなる中、当時の姿を現在まで留めている唯一の駅舎であり、北軽井沢地区の中心として親しみの湧く風景となっています。



所在地：北軽井沢 1924

用 途：観光施設

構 造：木造

8-2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者や管理者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

①	樹高や樹形が、町域及び地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木。
②	街角やアイストップに位置するなど、町域及び地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木。
③	町域及び地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木。

(2) 景観重要樹木の指定候補樹木

① 羽根尾宿

この樹木は、国道145号線沿道にあり、その佇まいは、宿場町の景観と相まって、親しみの湧く風景となっています。





所在地：羽根尾地区
種類：サクラ

② 旧草軽電鉄北軽井沢駅舎付近

この樹木は、国道 146 号線から旧草軽電鉄北軽井沢駅舎に訪れると正面に見え、来訪者を迎える佇まいとなっており、旧草軽電鉄北軽井沢駅舎の景観と相まって、親しみの湧く風景となっています。



所在地：北軽井沢（駅舎付近）

種類：モミ

9-1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

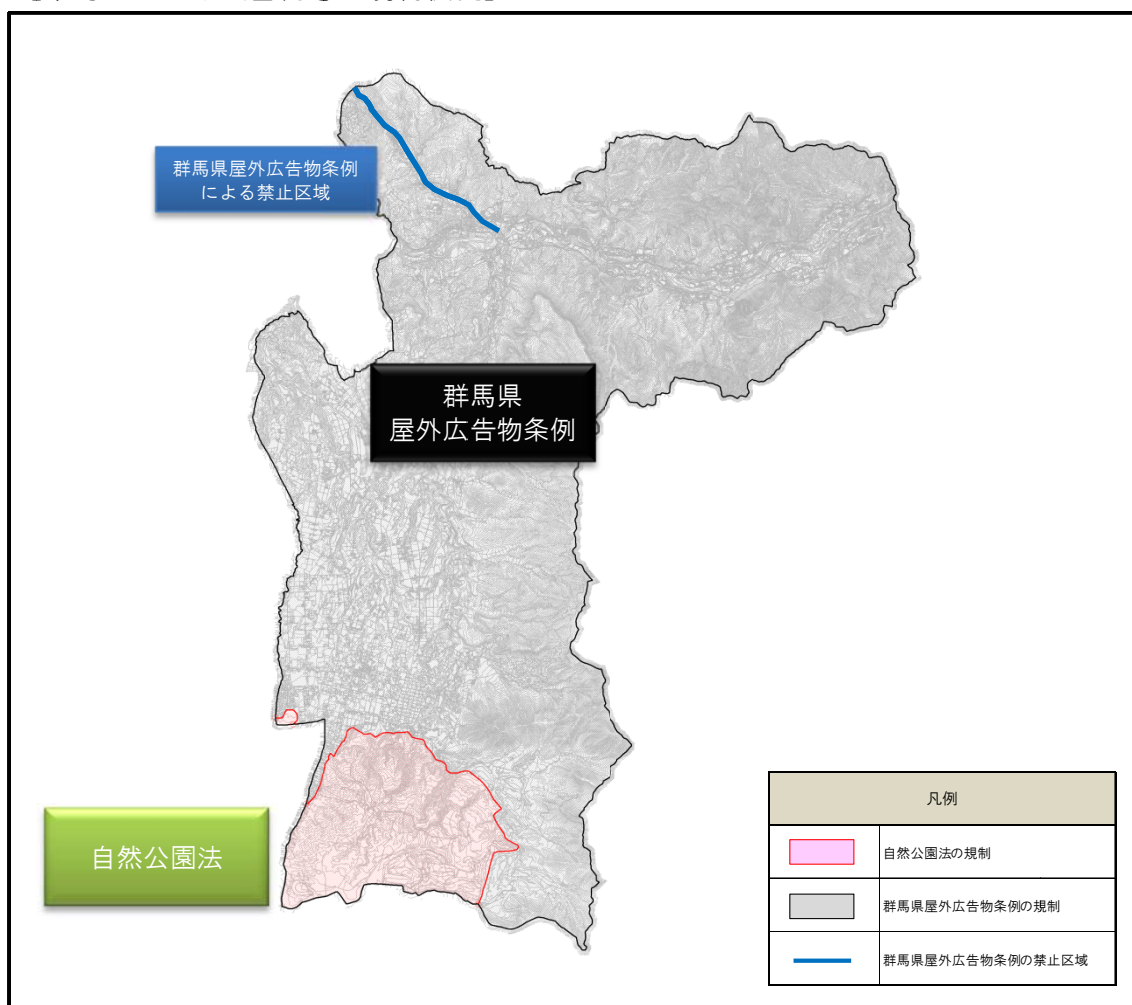
(1) 取り組みの考え方

屋外広告物は、商業地域等においては賑わいの景観を創りだします。しかし、一方で周囲への配慮のない屋外広告物は、まち並み景観や眺望景観を含む自然景観においては、景観阻害要素となるため、屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとなるよう誘導をはかる必要があります。

特に、日本風景街道沿道等では、浅間山や農地等の眺望を保全するために、適正な制限を必要とします。

当面は、自然公園法及び群馬県屋外広告物条例を遵守し、今後、独自の屋外広告物条例の制定に向けた取り組みを行います。

【本町における広告物等の規制状況】



(2) 規制の状況

本町では、現在、自然公園法及び群馬県屋外広告物条例により屋外広告物の規制を行っています。

以下及び次頁に概要を示します。

【国立公園における広告物等の掲出の規制】

■ 特別地域

1 店舗等敷地内看板

- 表示面積5㎡以下（同一敷地内の合計 10 ㎡以下）
- 高さ5m以下
- 光源がある場合は白色系のもの
- 動光又は点滅を伴わないもの
- 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと

2 誘導看板（営業場所等への案内）

- 目的、場所等必要性のあるもの
- 個々の面積が 1 ㎡以下で、統合する場合は 10 ㎡以下であること
- その他は 1 と同様



資料：「上信越高原国立公園HP」(<http://www.env.go.jp/park/joshinetsu/index.html>)

【群馬県屋外広告物条例の規制】

■ 適用除外

1 自家広告物の適用除外 (条例13条3項・5項)

- ・自らの事業所等に店名などを表示する「自家広告物」については、必要最小限の広告物は自由に設置することができます。
- ・禁止地域では合計10㎡以内、許可地域では合計15㎡以内です。
- ・許可地域では、これを超える場合は許可が必要になります。(12頁参照)

※ 自家広告物とは、「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物」をいいます(条例2条4項)。

①適用除外(手続き不要)の基準は、以下のとおりです。

区 分	表示面積など	その他条件	備 考
「許可地域」に表示可能	合計面積：15㎡以下	許可共通基準、許可個別基準に適合していること	15㎡を超過する場合は、要許可
「禁止地域」に表示可能	合計面積：10㎡以下	・屋上以外の場所であること ・光源の点滅がないこと ・許可共通基準に適合しているものであること ・許可個別基準(第1種許可地域)に適合しているものであること	10㎡を超えて表示することはできない。 簡易広告物の適用除外を10㎡とは別に認めません。
「禁止物件」に表示可能	石垣・擁壁 5㎡以下 送電塔・送電線塔・変電所・ガススタックなど 禁止地域 10㎡以下 許可地域 15㎡以下	許可共通基準に適合していること	

②はり紙、はり札、立看板、広告旗を自家広告物として表示する場合の適用除外基準(許可地域のみ)(条例13条6項3号)

区 分	許可地域共通
個 数 (枚数)	はり紙、はり札、立看板、広告旗の合計 敷地の接道延長距離(メートル)を5で除して得た値(端数切り捨て)+5(枚)以下
表示面積	はり紙 1枚あたり1.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下 はり札 1枚あたり0.5㎡以下、一面に同一のもの4枚以下 立看板、広告旗 1個あたり縦1.8m以下、横0.9m以下 道路に面して設置する場合は、相互の間隔は5m以上

2 案内広告物の適用除外 (条例13条4項、規則別表2)

- ・案内広告物(案内誘導広告物と案内図板)は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。
- ・禁止地域で表示できる案内誘導広告物は、一面の表示面積が2㎡までです。
- ・なお、許可地域では、一面3.3㎡までです。(P17参照)

禁止地域内での許可の基準は、以下のとおり。

区 分	禁止地域										
表 示 面 積	・一面2㎡以下、合計4㎡以下 ・集合で表示する場合は、10㎡以下(一つの目的地の広告は2㎡以下)、合計20㎡以下										
高 さ	5m以下										
個 数	一つの目的地につき3個以下										
表 示 内 容	・施設や場所への誘導を目的としていること ・名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること										
表 示 場 所	建築物の屋上以外の場所であること										
そ の 他	建植広告以外は、上記基準のほか、その広告物の許可個別基準にも適合していること										
<模式図>	2㎡ 5 m 〇〇旅路 あと 1 km 集合看板 10㎡ <table border="1"> <tr><td>A</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>B</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>C</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>D</td><td>2㎡</td></tr> <tr><td>E</td><td>2㎡</td></tr> </table>	A	2㎡	B	2㎡	C	2㎡	D	2㎡	E	2㎡
A	2㎡										
B	2㎡										
C	2㎡										
D	2㎡										
E	2㎡										

資料：「屋外広告物の手引」(平成20年4月、群馬県)

■ 許可基準

1 許可共通基準

広告物を表示する際に留意すべき点を、許可共通基準として、次のとおり定めています。

- ・位置、形状、大きさ、色彩、意匠などが周囲の景観と調和していること。
- ・裏面、側面、脚部などが景観の形成・風致の維持に配慮していること。
- ・材料は腐食・損傷しにくいものやさび止めなどの損傷防止の措置をしたものであること。
- ・自重や積雪・風圧などで倒壊・飛散するおそれのないこと。
- ・道路標識や信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること。

2 自家広告物等の許可基準

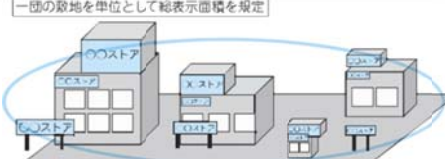
「(1)自家広告物等の総表示面積の基準」と、「(2)自家広告物等の個別基準」の双方を満たす必要があります。

(1)「自家広告物等」の総表示面積の基準（条例16条、規則別表5）

・敷地内にある広告物の合計面積（総表示面積）の上限が、決められています。

・第1種許可地域は100㎡以下、第2種許可地域は200㎡以下です。

・商業施設等については、施設の延床面積に応じて、総表示面積の上限を段階的に定めています。

区 分		第一種許可地域	第二種許可地域
総表示面積	一般の施設の場合	100㎡以下	200㎡以下
	商業施設等 延床面積	2千㎡未満	100㎡以下
		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下
		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下
		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下
		15千㎡以上	300㎡以下
参考	広告幕など許可期間が2か月以内のものは上記に参入しない。 複合型商業施設など一団の敷地を利用するものについては、一団の敷地の合計で総表示面積を規制します。		
			

(2)「自家広告物等」の個別基準

①屋上広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表 示 面 積	一面25㎡以下	一面50㎡以下
高 さ	10m以下、かつ建築物の高さの2/3以下	15m以下、かつ建築物の高さの2/3以下
	地上から広告物の高さは4.6m以下	
	階段室、昇降機塔その他これらに類する屋上構造物の上に設置する広告塔等については、屋上構造物の高さは、広告塔等の高さに入らず、建築物の高さに算入しないものとする。ただし、当該屋上構造物が建築基準法により、建築物の高さに算入される場合は、この限りではない。	
表 示 方 法	建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出していないこと。	
<模式図>		

資料：「屋外広告物の手引」（平成20年4月、群馬県）

②壁面広告物

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
表 示 面 積	一面2.5㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/3以下	一面5.0㎡以下、かつ合計で当該壁面面積の1/2以下
表 示 方 法	・建築物の2階以上にある窓や開口部の全部又は一部を塞いで表示しないこと。	
<模式図>		

③突出広告物

区 分	許可地域共通
広告物等の壁面からの突出幅	壁面から1.5m以下、かつ道路境界線から歩道上にあっては0.6m以下、車道上（側溝及び路肩部分をきむ。以下同じ。）にあっては0.45m以下
広告物等の下端の地上からの高さ	歩道上にあっては3m以上、車道上にあっては4.7m以上
表 示 方 法	広告物等の上端は、取付壁面の上端を超えないものとする
そ の 他	道路路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要になります。
<模式図>	

④広告板・広告塔（建植広告物）

区 分	第一種許可地域	第二種許可地域
高 さ	上端の地上からの高さ1.3m以下	上端の地上からの高さ1.5m以下
面 積	一面 1.5㎡以下	一面 3.0㎡以下
<模式図>		

3 非自家広告物（自家広告物以外の広告物）の許可基準

イ. 案内誘導広告物

- ・許可地域では3.3㎡以内、禁止地域では2㎡以内で表示できます。（禁止地域はp9参照）
- ・特定の施設や場所への案内誘導の目的のため設置するものですので、名称・方向・距離は必ず表示してください。
- ・案内誘導広告物に該当しない広告物は、「ア. 広告板・広告塔」の基準に従ってください。

区 分	許可地域共通
表 示 面 積	・一面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下（表裏で） ・集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の広告は3.3㎡以下）、合計20㎡以下
高 さ	5m以下
範囲及び個数	・目的地から10km以内 ・一つの交差点付近に3個以下
表 示 内 容	・施設や場所への誘導を目的としていること ・名称、方向、距離の記載は必須で、これらの記載が主たる表示内容であること。
交 差 点 からの距離等	交差点から5m以上離れる。
表 示 方 法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと。

<模式図>

ウ. 案内図板

- ・許可地域、禁止地域とも15㎡以内で設置できます。
- ・表示内容は地図が基本で、公共団体、公共団体の設置が一般的です。
- ・案内図板に該当しない広告物は、「道路沿いの建ち看板」の基準に従ってください。

区 分	許可地域・禁止地域共通
表 示 面 積	15㎡以下
高 さ	5m以下
表 示 内 容	地図、路線、鳥かん図を表示するものであること
表 示 方 法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと

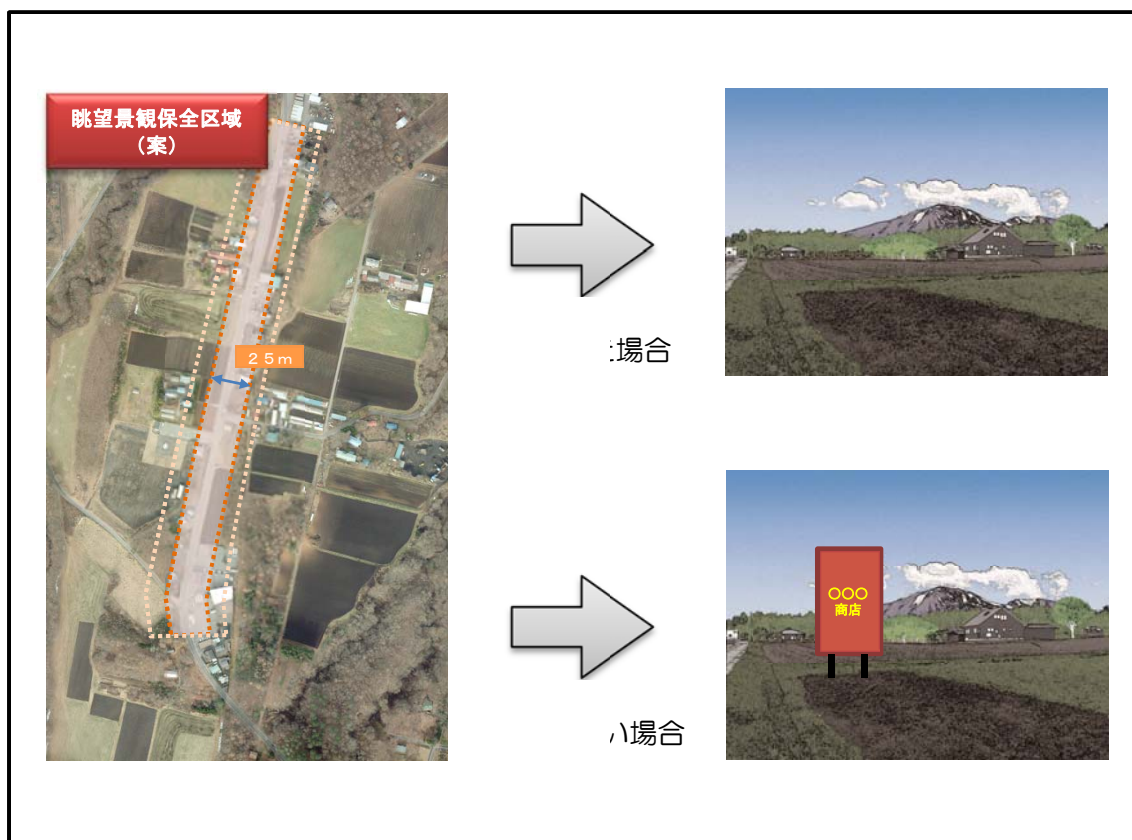
<模式図>

資料：「屋外広告物の手引」（平成20年4月、群馬県）

(3) 眺望景観保全区域指定の検討

景観計画では、国道145号線及び146号線の一部を眺望点と定め、浅間山、白根山や丸岩の眺望を保全・整備することを検討しています。

これらの眺望を保全するには、眺望を遮る突出した大規模な広告物、派手な広告物や周辺の景観を阻害する野立て看板などの高さや規模の基準を定める必要があります。



9-2 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(1) 景観農業振興地域整備計画の基本的な方針

本町には、浅間山を背景として広がる農地や牧草地などの人々の暮らしと一体となった農村景観があります。

この景観は、開拓時代から住民と自然とが共生をはかる中でつくられたものであり、地域固有の美しさがあります。

これらの農村景観は、町民の生業として歴史を作っており、これからも多くの人を惹きつける資源となっている農村景観を保全、創出すると共に、景観と調和のとれた農地を確保していくために、今後、必要に応じて該当地区における景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

(2) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

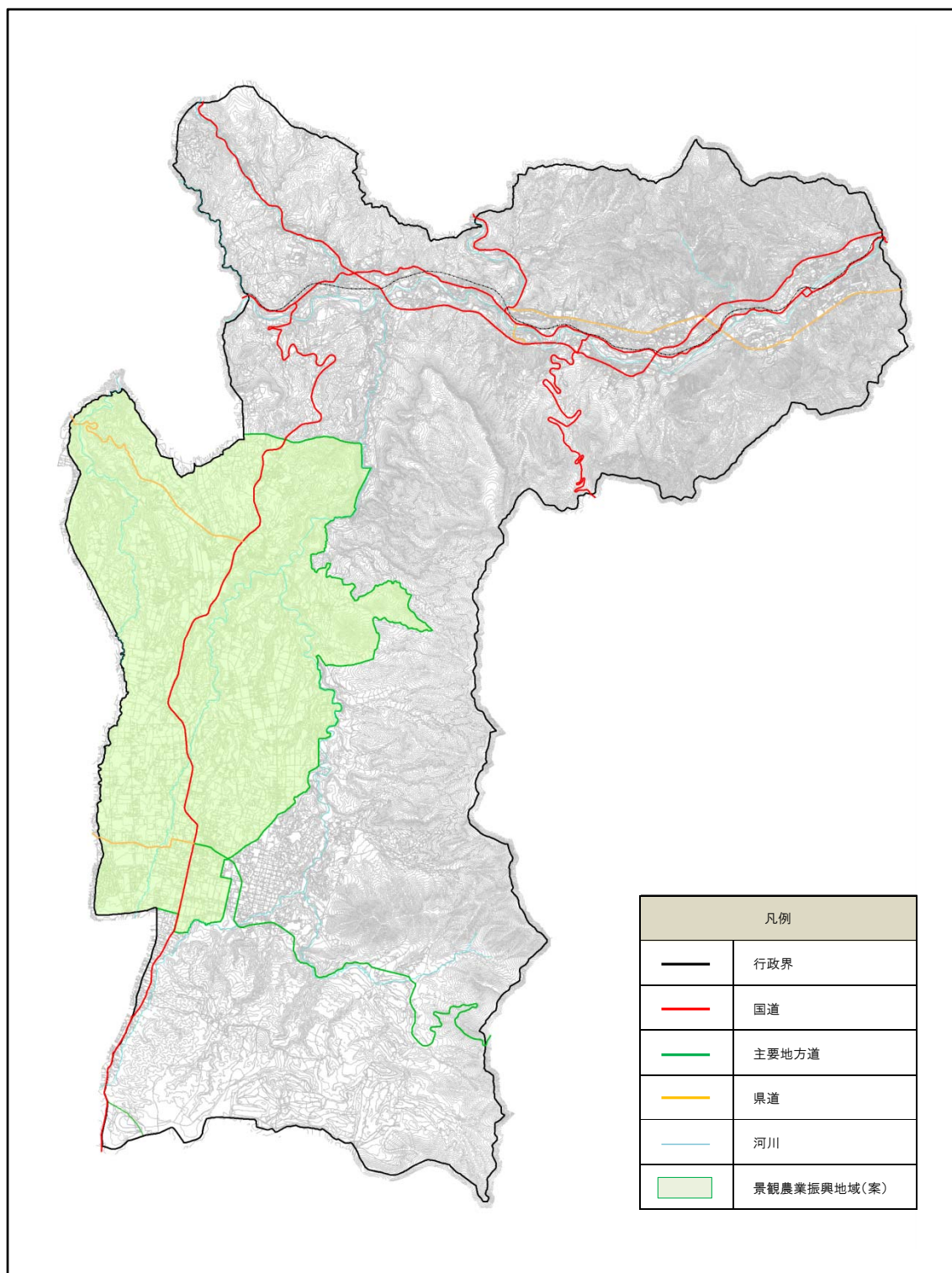
計画の項目	概 要
■景観農業振興地域整備計画の区域	景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件の確保をはかるための措置を計画に位置づける必要がある区域を定めます。
■景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項	景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の管理や景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について定めます。
■農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 ■農用地等の保全に関する事項 ■農業の近代化のための施設の整備に関する事項	景観農業振興地域整備計画の区域内における農用地、農業用施設等について、その整備、保全の方向や具体的な事業・活動について定めます。

資料：「景観農業振興地域整備計画の策定に向けて」（平成20年4月、農林水産省）

(3) 景観農業振興地域整備計画の区域の検討

景観農業振興地域整備計画の区域は、応桑地区・北軽井沢地区の農業振興地域のうち、国道 146 号線周辺の平地に位置する農地及び集落を中心とした区域を対象区域とし、検討します。

【景観農業振興地域（案）】



10-1 景観重点区域の指定方針

(1) 景観重点区域の指定方針

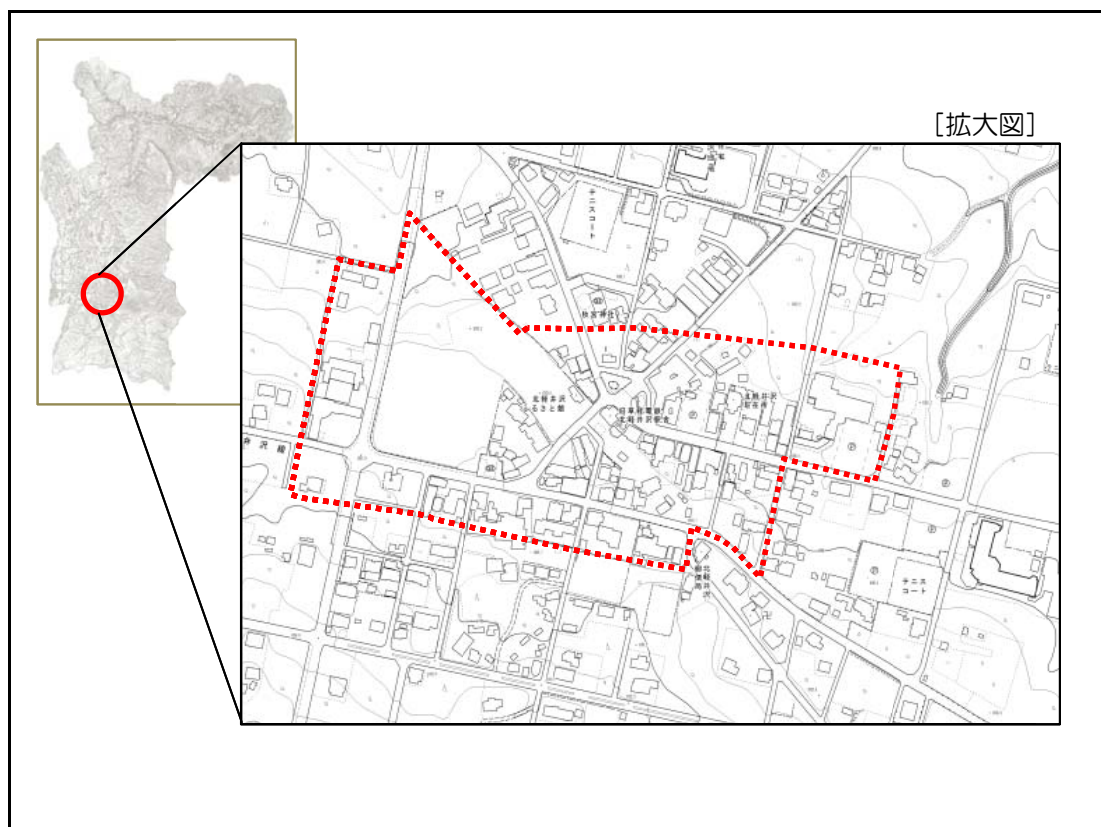
本町における景観計画区域は、町内全域としていますが、その中でもすでに特徴ある景観を有している地区や本町の景観形成において今後、重要な役割を有する地区などについて、今後、特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域を「景観重点区域」として指定していきます。

また、地区指定にあたっては、個々の建築・開発行為等に対して景観形成基準に基づいた景観形成をはかる必要があるため、原則として、住民等との協議をふまえ、地区の実情に応じた景観形成基準等の設定を行うなど、住民・事業者と一体となった取り組みを推進します。

(2) 重点地区の候補地について

景観計画では、指定の方針に基づき、「北軽井沢地区内旧草軽電鉄北軽井沢駅舎周辺地区」について、「景観重点区域」の指定を検討します。

【重点地区候補図】



(3) 重点地区候補地における整備構想図

北軽井沢地区内旧草軽電鉄北軽井沢駅舎周辺地区については、観光を軸とした景観整備を重点的に推進する「重点地区」として位置づけた場合は、地区の担う機能を有効に発揮し、本町の観光発展を先導していくよう、総合的な整備をはかります。

【整備構想図】

